

令和6年12月2日をもって保険証等が廃止されました

～受診の際はマイナ保険証または資格確認書をお使いください～

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日をもって保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「減額認定証」という。)、限度額適用認定証(この3証を以下、「保険証等」という。)が廃止され、保険証利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という。)を基本とする仕組みに移行しました。今後の対応については下記をご覧ください。

なお、**お手元にある保険証等については有効期限(令和7年7月31日)までお使いいただけます**。減額認定証と限度額適用認定証の廃止に伴う高額療養費制度の詳細な運用については **4『医療費が高額になったとき(高額療養費等)』**をご覧ください。

【令和7年7月までの対応(暫定的な運用)】

令和6年12月2日以降に後期高齢者医療制度に加入される方または保険証等の券面に変更がある方には、マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を交付します。

マイナ保険証をお持ちでない方で医療機関を受診される際は「資格確認書」をお使いください。

【令和7年8月以降の対応】

マイナ保険証の保有状況により、(1)または(2)のとおり対応します。

(1)マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格情報のお知らせ」とは、被保険者の資格(被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等)を記載した通知書であり、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関の受診は出来ません。医療機関を受診される際はマイナ保険証をお使いください。

なお、何らかの理由によりマイナ保険証による資格確認が困難な場合は、お住まいの市区町村に申請いただくことにより、「資格確認書」の交付を受けることが可能です。

(2)マイナ保険証をお持ちでない方等(以下の①～⑦に該当する方)には、申請によらず「資格確認書」を交付します。医療機関を受診される際は「資格確認書」をお使いください。

《資格確認書の交付対象者》

- ①マイナンバーカードを取得していない者
- ②マイナンバーカードの返納者
- ③マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ④マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を申請した者・登録解除者
- ⑤マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ(カード本体の有効期限切れを含む)の者
- ⑥DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者
- ⑦申請により資格確認書が交付された要配慮者(※1)

※1 要配慮者とは、介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者などが対象となります。

要配慮者として1度資格確認書交付申請をしていただくと、毎年資格確認書を交付します。

～資格確認書の任意記載事項(限度区分、長期入院該当日、特定疾病区分)について～

資格確認書の「限度区分」、「長期入院該当日」や「特定疾病区分」は任意記載事項として、お住まいの市区町村窓口申請していただくことにより資格確認書に記載することができます。

なお、減額認定証または限度額適用認定証の交付を受けている方など、「限度区分」の記載を希望していると推定可能な場合には、本人申請によらず「限度区分」を併記した資格確認書を交付します。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→PCやスマホからの申請、まちなかの証明写真機から申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。(※)
→医療機関・薬局の受付(カードリーダー)やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。
※利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。